

電話リレーサービス運用開始！



当管内では、令和4年6月21日に一般財団法人日本財団電話リレーサービスと確認書を締結し、電話リレーサービスを介した緊急通報を受け付けることが可能となりました。

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある人ときこえる人との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。

24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能となります。

利用するには、事前に専用アプリのダウンロードと利用登録が必要です。

◆詳細については、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。

日本財団電話リレーサービス (nfrs.or.jp)

◆リーフレットはこちらからご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000743855.pdf